若年がん患者の在宅療養生活の補助事業について

終末期の若年がん患者の方が自宅で療養生活を送るにあたり、介護サービスや福祉用具に係る費用の一部を補助します。

対象者

町内に住民票があり、以下の要件をすべて満たす方
- 0～39歳で終末期※のがん患者の方
- 在宅生活の支援や介護が必要な方
- 他の制度において同様の支援を受けることができない方

※医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した状態

申請額の上限 (1)～(3)の費用の総額60,000円／月

補助対象

介護保険制度に準じる次の在宅サービス
(1) 在宅サービスにかかる利用料：訪問介護、訪問入浴介護等
(2) 福祉用具の貸与にかかる費用：手すり、スロープ、特殊寝台等
(3) 福祉用具購入にかかる費用：腰掛便座、入浴補助用具等

※(2)・(3)は小児慢性特定疾病医療費の給付を受けている方は対象外

補助金額 申請額の9割（上限額54,000円／月）

※制度の詳細や申請書類のダウンロードは、ホームページをご確認ください。
●問合せ　健康・子育て課　内線287・289

戦没者等の妻のみなさまへ

戦没者等の妻の方に新たに特別給付金が支給されます。

支給対象となる方

令和5年4月1日において、恩給法による公務扶助料等や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受給する権利をお持ちの戦没者等の妻の方

※ただし、上記に該当する方のうち、
- 現在支給（償還）を受けている戦没者等の妻に対する特別給金（記名国債）の最終償還を令和6年以降に迎える方
- 現在、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十九回特別給付金）の支給（償還）を受けている方

については、現在支給（償還）を受けている特別給付金（記名国債）の償還が終わる時期に請求開始となるため、今回の請求の対象外です。

請求期間

令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで

支給内容

国債名称　第三十回特別給付金国庫債券　い号
額　　面　110万円（5年償還）
償還期間　令和6年～令和10年
（毎年4月30日及び10月31日に償還金を受け取れます）

請求窓口

美浜町役場福祉課社会福祉係　内線221
※郵送による請求も可能です。

シニア向けスマートフォン体験講座

美浜町地域福祉計画
地域活動への参加・つながりプロジェクト

～初心者向け講座～

はじめてのスマホ体験　スマホの基本とLINE体験

日　　時：令和5年7月26日（水）13:00～15:00
会　　場：美浜町福祉センター2階 大会議室
　　　　　美浜町北方一丁目１番地
定　　員：10名様（先着順）
費　　用：無料
締め切り：7月14日（金）

＊LINEの体験や、地図を見たり、カメラで写真を撮ってみよう！

～ステップアップ講座～

ちょっとステップアップ　スマホ決済って何？

日　　時：令和5年8月21日（月）13:00～15:00
会　　場：奥田公民館1階
　　　　　美浜町大字奥田字儀路64-1
定　　員：7名様（先着順）
費　　用：無料
締め切り：7月30日（金）

＊2次元コードの読み取り方や活用法について知ろう！

シニア向けスマートフォン体験講座 大学生ボランティア募集

＊上記の日程で講座を開催いたします。
参加者の皆さんの横に寄りそって操作のサポートをしてもらえる方募集!!
一緒に楽しい時間を過ごしませんか？

ボランティアの申し込みはこちらからもできます▶

講　　師：ソフトバンク（株）認定講師

申し込み：社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会（田中）
Tel：0569-83-2066
Fax：0569-82-5160
E-mail：info@mihama-shakyo.or.jp

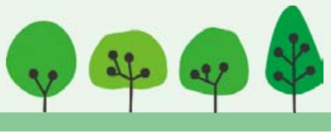

両講座の申し込みはこちらからもできます▶